

第 3 章

ボランティア団体等と県の協働の
方法及び留意点

第3章 ボランティア団体等と県の協働の方法及び留意点

1 協働の具体的事例から見た協働の方法及び留意点

今回の調査から見えたボランティア団体等と県の協働の方法としては、主には「団体からの提案型」、「両者の協議型」、「行政からの依頼型」の3通りがあります。団体からの提案型としては「かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金」、両者の協議型としては「パートナーシップルームの利用」、行政からの依頼型としては「委託事業」の実施が多いのが現状でした。ここでは上記分類に基づいて、協働の方法、協働するうえでのきっかけ、留意点を分析してみました。

(1) 団体からの提案型事業

団体からの提案型事業としては、かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金があります。

今回調査対象となった負担金事業は、平成 13 年度、14 年度に実施した「事例 1：女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業」、「事例 2：引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」、「事例 3：市民による里山の保全と活用のシステムづくり」、「事例 4：小網代の森保全推進事業」、「事例 5：犯罪や災害の被害者等に対する支援事業」の 5 事業です。

① 事業の特徴

負担金事業のポイントは、団体からの提案書の提出、県との事前協議、協議結果報告書及び申請書の提出、そして事業実施の基本的スタンスや役割分担を明らかにした協定書の締結です。また、ボランティア団体等、県ともに実施事業の必要性に対する共通認識があることが重要です。

② 役割分担

協定書の中の主な役割分担としては、ボランティア団体等は提案事業の実施主体として事業を責任を持って実施します。県は、経費の負担、ボランティア団体が事業を実施する上で必要な関係機関及び行政機関・地権者との調整や研修・育成事業への場や人材の支援、及び関係情報の提供、実施事業の広報等を担っています。

③ 事業の留意点

留意点 意思の疎通、情報の共有化のためにも定例的な調整会議を

ここでの事業は、意思の疎通、情報の共有化に配慮して定例的な調整会議等を設けています。しかし、社会的な緊急課題として、負担金事業を提案した例もあり、組織的な継続性、専門性、他ボランティア団体等や関係機関とのネットワークの構築はまだこれからです。また定例的な調整会議の開催もこれからであり、試行錯誤しながらの協働事業の実施となっていることが見受けられます。

ボランティア団体、県の共通課題として、今後も社会的緊急課題から

活動を立ち上げることは必要不可欠であります。協働事業として調整会議の定例的開催等、より綿密に意思を疎通し、お互いが信頼関係を持ち、どの様に補完し合うのかに留意することが必要です。

特徴的事例 〈負担金事業において対等な立場で事業を実施〉

事業実施団体は、現在の団体発足以前も含め 10 年前後の継続した活動の経験を有し、その経験から得た専門性・信頼性・ネットワークを持ち、組織的・活動的にも団体の自主・自立性が確立されています。また、県も専門性を持ったボランティア活動の重要性を認識しており、団体、県ともに事業実施以前からお互いを認め合う関係が構築されており、負担金事業においては対等な立場で事業が実施されています。

(2) 両者の協議による協働事業

ボランティア団体等、県の両者の協議による協働事業としては、かながわ県民活動サポートセンター8階に設置されているパートナーシップルームを利用した協働事業があります。今回の調査対象となった事業は「事例6：新エネルギービジョン策定事業」、「事例7：外国籍県民居住支援システム事業」、「事例8：ストップ温暖化普及啓発事業」、「事例9：丹沢大山クリーンキャンペーン」、「事例10：県災害救援ボランティア支援センター運営事業」の5事業です。

① 事業の特徴

パートナーシップルーム利用の5事業は、地域社会が抱える課題解決に向け継続性、専門性を持って活動するボランティア団体と、その課題解決を施策に位置付けている県担当部局の両者が、共通なテーマを持ってパートナーシップルームを利用して定例的に協議を行っています。

協議の場の設置の呼びかけは団体から行われ、この協議の中から、共催事業、委託事業、政策提案が行われています。

いずれも県内の他のボランティア団体や関係機関とのネットワーク型で事業を実施しているのが特徴です。また、幾つかの事業は県だけではなく、市町村とも連携して実施しています。

② 役割分担

負担金事業のように役割分担を明記した協定書の締結等はされていませんが、いずれの事業も、企画・立案は、双方で一緒に行い、事業は団体が実施し、県は場所の確保、経費の負担、関係市町村・関係機関との調整、広報等を担う等役割が分担されています。また、事業実施においても県担当部局も休日出勤や共に現場に行き出来る限り協働で事業を実施する等、資金や場所の提供に終わらないよう努力をしているのが見受けられます。

③ 事業の留意点

留意点 単独団体活動からネットワーク組織による活動へ

いずれの事業も単独で活動していた団体が、県との協議の場を発足するにあたり、テーマが共有する団体、及び関係機関とネットワーク組織を発足しています。

このことにより、より広範性、多様性、機動性等を有した活動となり、団体の課題解決能力は大きくなります。

また、県にとっても単独団体より協働の効果を期待しやすく、協働しやすい環境が整えられる効果があるといえます。

留意点 団体の主体的提案を受け入れる行政の仕組みを

上記5事業はいずれも具体的事業を実践する団体からの提案を基に、内容の企画・立案については双方で協議を行い、事業の実施はボランティア団体と県が役割分担を行って、協働事業として実施しています。企画・立案は、行政やボランティア団体がそれぞれ勝手に行い、相手に協働を依頼するのは協働事業とは言いがたく、団体は提案力、県と協働するという姿勢、そして行政は提案を受け入れる姿勢が必要です。

今回の調査からも、団体からは遠慮なく意見を提起できる関係の構築が必要であり、県としては、ボランティア団体等の主体的な判断や主体的な活動を尊重し、県主導とならないように気をつけている、との意見がありました。

特徴的事例 〈実行委員会、イベントから協働事業へ〉

〔事例8〕〔事例9〕の2事業は、最初の出会いは地球温暖化防止の実行委員会、クリーンキャンペーンであり、その関係の中から顔の見える関係、信頼関係が生まれました。

〔事例8〕は、ボランティア団体から継続した協議の場の設置が提案され、〔事例9〕は、最初の協働の提案は団体から、その後県からネットワーク組織の立ち上げが提案され、パートナーシップルームでの両者の協議に至り、相互補完的な協働事業へと発展しています。〔事例10〕も県民活動サポートセンターに災害救援ボランティア支援センターが設置されることとなったことをきっかけとして、災害時全国から参集するボランティアのコーディネートを担うためにサポートチームを結成、パートナーシップルームで協議を行い人材の育成、研修等の協働事業を実施しています。いずれの事業も県との協議の場の設置にあたり、「ストップ温暖化ネットワーク」「丹沢大山ボランティアネットワーク」「地域防災ボランティア横浜」を発足、多様な組織が連携し、県との協働関係を構築しています。また3事例においては、事務局の機能も双方で分担し担っています。

特徴的事例 〈知事委嘱の委員会提案から協働事業の実施へ〉

〔事例 6〕〔事例 7〕の 2 事業は、県知事委嘱の委員会等からの提言をもとに、パートナーシップルームを使って事業の内容等について両者で協議を行っています。

〔事例 6〕は、県知事委嘱の新エネルギービジョン策定検討委員会に参加のソフトエネルギープロジェクトから導入可能性調査、担う人材の育成等を目的とした専門部会の設置を提案。委員会、県の協働への理解により県内で太陽光、風力、木質・廃棄物等のバイオマス等新エネルギーの普及啓発に取り組む団体が参加して知事委嘱による市民ワーキンググループを発足。

〔事例 7〕は、外国籍県民かながわ会議からの中間報告を基に、多言語による外国人の居住に関する相談事業を目的に、不動産業界、外国籍県民、NGO、行政等が参加して外国人居住支援システム及びかながわ外国人すまいサポートセンターを設立。〔事例 6〕〔事例 7〕共にパートナーシップルームでの協議を行っています。

この協議の中から委託事業への発展、更に政策提言へと至り、県の平成 15 年度事業に位置付けられた事例もあります。

(3) 県からの依頼型

県からの依頼型としては委託事業があります。今回の調査対象となった事業は、「事例 6 新エネルギービジョン策定事業」、「事例 1 2 かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業」、「事例 1 3 外国人のための医療機関リスト作成事業」、「事例 1 4 介護支援専門員リーダー活動支援事業」、「事例 1 5 障害者スポーツ教室」、「事例 1 7 ホームレス実態調査」の 6 事業です。

① 事業の特徴

本来の委託事業は行政から事業内容が決められてコンサルタント会社や企業・団体等に委託されており、その成果は県の帰属となります。しかし、人々の価値観やニーズの多様性、NPO 法の施行等に伴い、行政では出来ない緊急性、専門性を必要とするサービス、特に国際・環境・福祉等の分野においては、市民生活に密着し専門性をもって事業を実施している団体等に委託されるケースが増えています。また、パートナーシップルーム利用の委託事業においては、より効果的なサービスの実施に向けてボランティア団体と県との両者の協議により委託事業の内容を決めています。

② 役割分担

委託事業の契約書の形式は定型的なもので、その契約条項の中には県とボランティア団体の役割分担を記載する部分はありません。また、協定書は締結されていないのが現状です。しかし、いずれの事業も実質的には役割分担が行われています。

③ 事業の留意点

留意点 協定書を交わした協働型委託事業の位置付け

今回の調査から、委託事業には、元来の県からの依頼型委託事業、団体からの提案や、企画・立案から双方で協議する協働事業に近い委託事業など様々な委託事業が行われているのが明らかとなりました。

今後は、従来の県からの依頼による委託事業から、役割分担を明記した協働事業型委託事業についても法的な整理を含め推進の検討が必要です。また、再委託形式での協働ではなく、実施する団体が直接受託できるようにしていく必要もあります。

さらに、成果の帰属についても、団体が利用することにより、その成果がより有効に生かされる場合は、県・団体両者に帰属することも協議し、契約書で明らかにしておくことが必要です。

特徴的事例 〈再委託事業での委託事業の実施〉

委託には団体への直接委託と、他組織を通しての再委託の2通りがあります。

〔事例6〕は、新エネルギービジョンに関する「行政とNPOの協働による導入可能性調査」を団体から提案し、ビジョン委託のコンサルティング会社からの再委託事業として実施しています。調査内容についても市民ワーキンググループで検討し、委員会に提案して実施しています。その結果を基に委員会に政策提案を行い、その幾つかは平成15年度の県の事業に正式位置付けがされています。〔事例13〕は、ソナの会が作成した外国人のための医療機関リストの再発行を団体から提案。県との協議を重ねた結果、県社協ボランティアセンターからの再委託事業として実施しています。ソナの会は、プロジェクトチームを発足させて医療機関リストの企画・立案事業を実施しています。委託先の県ボランティアセンター、県職員とも十分な協議を行って事業を実施しています。また、2団体は共にNPO法人格を取得していませんが、テーマに対する専門性、先駆性を有しているため、再委託として実施しています。

また、〔事業17〕は、ホームレス実態調査を寿支援者交流会から提案し、県の単年度の調査委託事業として神奈川県社会福祉協議会からの再委託事業として実施しています。

特徴的事例 〈法人格を取得しての事業の実施〉

〔事例12〕は、外国籍県民かながわ会議からの提言を受けて、県は医療通訳制度検討委員会を設置し、医療機関関係者、ボランティア団体と検討を進め、外国人が受診時に必要な専門的知識、及び技能を持った医療通訳の登録、派遣のコーディネートを行う事業をモデル事業として実施。検討委員会参加の団体、医療機関等多様な機関の参加によりNPO法人多言語社会リソースかながわが設立され、県はこのモデ

ル事業を基にして、NPO法人等と協働で医療通訳の派遣等に取り組みます。〔事例 14〕は、介護保険制度における介護支援専門員の資質を高めるためのモデル事業の実施や、アドバイス機能の充実に目的として、NPO 法人神奈川県介護支援専門員協会を立ち上げて直接委託事業として実施しています。

特徴的事例 〈活動のなかから施策への政策提案もしています。〉

〔事例 15〕は、全国身体障害者スポーツ大会が開催されたことをきっかけとして、神奈川県障害者スポーツ指導者協議会が発足。障害者がより身近な地域でスポーツが出来る教室事業を目的に県身体障害者連合会からの再委託事業として実施。県は企画・立案、資金提供、団体は指導員として、教室での障害者の介護・教室運営を行っています。今後は企画段階からの団体・障害者との協議を行っていくことも検討されています。

今回は、協働の方法が多かった「団体からの提案型」「両者の協議型」「県からの依頼型」の3通りについて分析をしてみました。しかし、20団体の調査からこれ以外にも協働の方法は様々であることが明らかとなりました。今後、さらに県と団体が協働を進めることにより、社会的課題の解決、市民の多様なニーズへ向けた新しい公共のサービスの実現等、この協働の手引き書がその一助になることがあれば幸いです。